

議案第41号

石岡市簡易水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を  
制定することについて

石岡市簡易水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成28年9月30日をもって石岡市簡易水道事業を廃止するため。

## 石岡市簡易水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 石岡市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年石岡市条例第124号）
- (2) 石岡市簡易水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第125号）
- (3) 石岡市簡易水道事業分担金徴収条例（平成17年石岡市条例第126号）

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。  
（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）
- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表中「石岡市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年石岡市条例第124号）」を削る。  
（石岡市特別会計条例の一部改正）
- 3 石岡市特別会計条例（平成17年石岡市条例第61条）の一部を次のように改正する。  
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。  
（石岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 石岡市簡易水道事業特別会計の平成28年度分の歳入、歳出及び決算については、なお従前の例による。  
（石岡市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部改正）
- 5 石岡市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例（平成25年石岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項を削る。  
第4条第1項第1号中「前条第1項」を「前条」に改め、同項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1

号」に，「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に，「同項第 4 号」を「同条第 4 号」に改め，同項第 4 号中「前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 号」に，「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に，「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に，「同項第 4 号」を「同条第 4 号」に改め，同条第 2 項を削る。